

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「粒子線治療推進監」を「粒子線治療推進監 国際戦略推進監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月二日から施行する。